

①自治体独自の奨学金や民間奨学金等【制度等により異なる】

概要：自治体が独自に奨学金等の制度を持っている場合もあります。また、民間の奨学金についても、申込みが可能な場合もあります。（こうした支援については、日本学生支援機構の Web ページでも一部紹介しています。）

問合せ先：自治体の窓口

<修学支援以外の制度のうち、経済的に困難な場合に活用できる制度等>

②生活福祉資金貸付金（緊急小口貸付貸付等の特例貸付）【幅広い世帯の方】

概要：新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯の方に対し、無利子・20万円以内で貸付を行う等の制度です。

申込時期：随時

問合せ先：お住まいの市区町村の社会福祉協議会等又は全国の労働金庫(ろうきん)

③生活福祉資金貸付金（教育支援資金）【低所得世帯】

概要：低所得世帯を対象として、大学等に修学するために必要な経費について、無利子・月6.5万円以内(大学の場合)で貸付をうけられる制度です。また、入学に際し必要な経費について、50万円以内でまとまった額の貸付も行っています。

申込時期：随時

問合せ先：お住まいの市区町村の社会福祉協議会

④母子父子寡婦福祉貸付金（就学支度資金・修学資金）【母子・父子・寡婦家庭の方】

概要：母子・父子・寡婦家庭の方が、①就学するために必要な受験料、被服費等に必要な資金に充てる資金として、無利子・59万円以内(私立大学の場合)、②大学等に就学するための授業料、書籍代、交通費、生活費等に必要な資金に充てる資金として、無利子・月14.6万円以内(大学で自宅外通学の場合)で貸付を受けられる制度です。

申込時期：随時

問合せ先：お住まいの都道府県・指定都市・中核市の福祉事務所等のひとり親世帯関係施策担当

<その他>

⑤特別定額給付金（総務省）【住民基本台帳に記録されている方】

概要：基準日(令和2年4月27日)において、住民基本台帳に記録されている方を給付対象者、その方の属する世帯の世帯主を受給権者とし、給付対象者1人につき10万円を給付する制度です。申請は、市区町村から世帯主宛てに郵送された申請書により、世帯主が、郵送又はオンライン(マイナンバーカード所持者が利用可能)により行い、給付は原則として申請者本人名義の銀行口座への振込により実施します。なお、海外留学から帰国し、基準日において日本に居住している日本人学生等についても、住民票を復活させる手続きをしていただくことにより、住民登録の復活が基準日より後であっても給付対象者とするとしています。

申込時期：市区町村により決定された郵送申請方式の申請受付開始日から3か月以内。

問合せ先：特別定額給付金コールセンター

0120-260020（フリーダイヤル応答時間帯:5/2以降平日、休日問わず9:00～18:30）

03-5638-5855（応答時間帯:5/1まで、平日9:00～18:30）

⑥日本政策金融公庫の教育ローン【幅広い世帯の方】

概要：大学等に入学・在学する方の保護者に対し、学生等1人あたり350万円以内の貸付を行うものです。利息は年1.71%(固定金利)です。

申込時期：随時

問合先：日本政策金融公庫 (<https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html>)

⑦雇用調整助成金の特例措置【雇用主】

概要：新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主が、休業手当を払う場合、学生アルバイトも含む非正規雇用も対象となる特例。

<本件連絡先>

文部科学省 03-5253-4111 (代表)

文部科学省高等教育局 学生・留学生課(内3050)

E-mail : gakushi@mext.go.jp

文部科学省総合教育政策局 生涯学習推進課(内3958)

E-mail : syosensy@mext.go.jp